

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治  
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也  
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

## 財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年2月21日から同年3月12日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象

#### (1) 公の施設の指定管理者（所管部課名）

ア 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ（教育委員会事務局  
文化振興課）

対象施設：新居浜市美術館・新居浜市総合文化施設

イ 新居浜商店街連盟（経済部産業振興課）

対象施設：新居浜市商業振興センター

#### (2) 補助金交付団体（所管部課名）

ア 一般社団法人新居浜市観光協会（経済部運輸観光課）

対象事業：新居浜市観光協会事業補助金

### 2 監査の範囲

(1) 平成28年度の施設管理全般

(2) 平成28年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

### 3 監査を実施した委員

田中 洋次・柿並 哲也・山本 健十郎

〔 田中 洋次 平成30年3月31日付退任 〕  
〔 寺村 伸治 平成30年4月 1日付就任 〕

（田中洋次委員については、新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループは地方自治法第199条の2の規定により除斥）

### 4 監査の方法

施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料及び団体に交付された補助金に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

## 5 監査の結果

施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料及び団体に交付された補助金は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においては、さらに目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 財政援助団体等

## 1 対象施設及び事業の概要（平成28年度）

### （1）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ	新居浜市美術館・新居浜市総合文化施設	151,200,000	教育委員会事務局 文化振興課（美術館）
新居浜商店街連盟	新居浜市商業振興センター	14,800,000	経済部 産業振興課

### （2）補助金交付団体

（単位：円）

対象団体名	交付金額	補助事業の名称	所管部課名
一般社団法人 新居浜市観光協会	12,381,000	新居浜市観光協会事業	経済部 運輸観光課

## 2 指摘事項及び回答内容

### （1）新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループに関する事（回答は平成30年3月28日付け）

#### ○統括マネージャー等の人件費について

平成28年度の事業収支中、決算における統括マネージャー等の人件費が予算に比べ880万円増加しており、保守点検委託料の956万5千円の減少を相殺する形となっている。これは、指定管理者業務と自社業務を兼務している統括マネージャー等の人件費を、予算編成時には収支の均衡を考慮して過少に計上し、決算時には他の収支改善等を勘案の上加算計上したことによるものと思われる。

平成28年度は前年7月の開業後初めての通年予算であるため、予算編成時には不確定要素が多く、予算・決算間で相当額の差異が生じたことはやむを得ないが、個別の経費を予算

・決算の内容に応じて恣意的に変更することは避けなければならない。指定管理者としての経験と実績に基づき、予算・決算に共通する諸経費の計上基準を設けられたい。

(新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ)

<回答>

平成28年度は、予算時には収支バランス調整のため、1名分の人件費を計上しましたが、決算時に常勤者2名分の人件費と兼務者1名分の人件費を計上いたしました。しかしながら、指定管理業務経費を明らかにするためにも、平成30年度より、予算時にすべての人件費を計上するよう改めます。

なお、兼務者の人件費につきましては、按分基準に基づき計上いたしております。

(2) 新居浜商店街連盟に関する事 (回答は平成30年4月18日付け)

○商業振興センターの利用促進について

当施設全体の近年の利用状況を見ると、施設の設置目的である本市商業の振興と商店街の活性化につながるイベント・物販・展示での利用率が低く、カルチャー・教室他での一般的な貸館としての利用が大多数を占めている。イベントホールにおいては、イベント・物販・展示での利用回数が全体の6割程度を占めているものの、平成28年度の施設全体の利用者数は前年度に比べ6,000人余り減少しており、当施設が設置目的どおり十分活用されているとは言い難い状況である。

当施設の有効活用策として、産直市場の常設に向けた取組等も行われているようであるが、新居浜商店街連盟は、商店街の発展と地域商業の振興を中心的に担う団体であることから、施設の指定管理者として、業務の遂行を通じて得た知見等を活かし、商店街の活性化につながる具体的な利用促進策のより積極的な提言、実行に努められたい。

(新居浜商店街連盟)

<回答>

近年の商業を取り巻く環境(特に流通業界)の変化やこの施設の現状を考えた時に、施設の稼働率を上げることは極めて難しいものがあります。

このことから、市内の商業者に対しイベントホールを活用した売り出しや展示会の開催等、利用促進のための積極的な営業活動を行うとともに、利用業者のリピート率を高めるためにポイントサービス事業を導入することで顧客管理を徹底し、利用料金に応じた還元による顧客の囲い込み及び新規利用者の開拓を促進することを予定しています。

商店街の活性化については、毎月第4日曜日に登道で開催中の「さんさん産直市」とジョイントして当施設で商店街の店舗による売り出しや、他にも、パンフェスタ、世界のコーヒーフェア等の定期開催を検討します。

このような具体的な利用促進策を検討してまいりますが、あくまでもイベントでの集客を図る手法であるためイベント時以外の日常的な集客効果につながることは難しい面があります。また、イベントは金と人がかかるため頻繁に実施するのは困難であります。

そのような中、この施設の有効活用策としてたどり着いたことが常設市場化で、これは市民ニーズも高く、産直市場になる事で、毎日必要とされる施設となり、毎日多数の人の来場が予想されます。これにより、商業振興センターに活気が生まれ、賑わいの創出につながり、その事が周辺に新たな変化を起こすことになると考えています。是非成功させたいとの思いで計画を進めております。

○決算書及び予算書の表記について

平成28年度損益計算書において、指定管理部門の事業利益が1,880,385円計上されているが、平成29年度収支予算書の前年度繰越金には計上されておらず、他の報告書等からも指定管理部門の繰越利益剰余金が明らかでない。事業の実態を適正に表記するよう改められたい。

(新居浜商店街連盟)

<回答>

繰越金計上の必要がありましたが、平成29年度収支予算書の前年度繰越金を「無し、0円」での計上を行ってしまいました。次年度から、預金残(3/末日現在)を計上いたします。

(3) 新居浜市観光協会に関すること

掲載事項なし